

早川北小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

(令和7年3月改訂)

【目次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの理解
 - (1)いじめの定義
 - (2)いじめの内容
 - (3)いじめの要因
 - (4)いじめの解消
 - (5)いじめの重大事態

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

- 1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）
- 2 児童が主体となった取組の推進
- 3 学校いじめ対策組織の設置
 - (1)学校いじめ対策組織の構成
 - (2)学校いじめ対策組織の役割
- 4 いじめ防止の取組
 - (1)いじめについての共通理解
 - (2)いじめに向かわない態度・能力の育成
 - (3)いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - (4)自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実
- 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知
- 6 いじめへの対処
 - (1)いじめの発見・通報を受けた時の対応
 - (2)いじめを受けた児童及びその保護者への支援
 - (3)いじめを行った児童への指導及び保護者への助言
 - (4)いじめが起きた集団への働きかけ
- 7 いじめの解消
- 8 いじめの重大事態への対応
- 9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携
- 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携
- 11 学校いじめ防止プログラム

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも「いじめは人として決して許されない行為」であり、また、「どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」との認識の下、全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の下、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう全教職員が一致協力して、「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1)いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。いじめにあたるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状態を踏まえ、法の定義の下に判断し対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は児童をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

○いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状態等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。

○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。

○児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童等、学校として特別な配慮を必要とする

児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2)いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3)いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4)いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要

があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5)いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和7年度の目標（指標）

令和6年度に実施したいじめアンケートや教育相談など日常の生活から、いじめの認知はなかった。

「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と児童がいじめはどんなことがあっても許されないと考えるよう、すべての教育活動を通して取り組む。また、

いやな思いをした時、誰かに相談するように、本校の共感的人間関係の育成を重視した学級・学年経営が必要になる。今年度も引き続きふれあいを重視したきめ細かい指導に努めていきたい。

2 児童が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組む。

○児童会を中心に「いじめ根絶運動」を推進し、その活動の中でいじめの問題について児童同士で話し合いを行ったり、いじめ根絶集会を開きます。また、学校いじめ基本方針（児童版）を策定します。

○児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめの防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

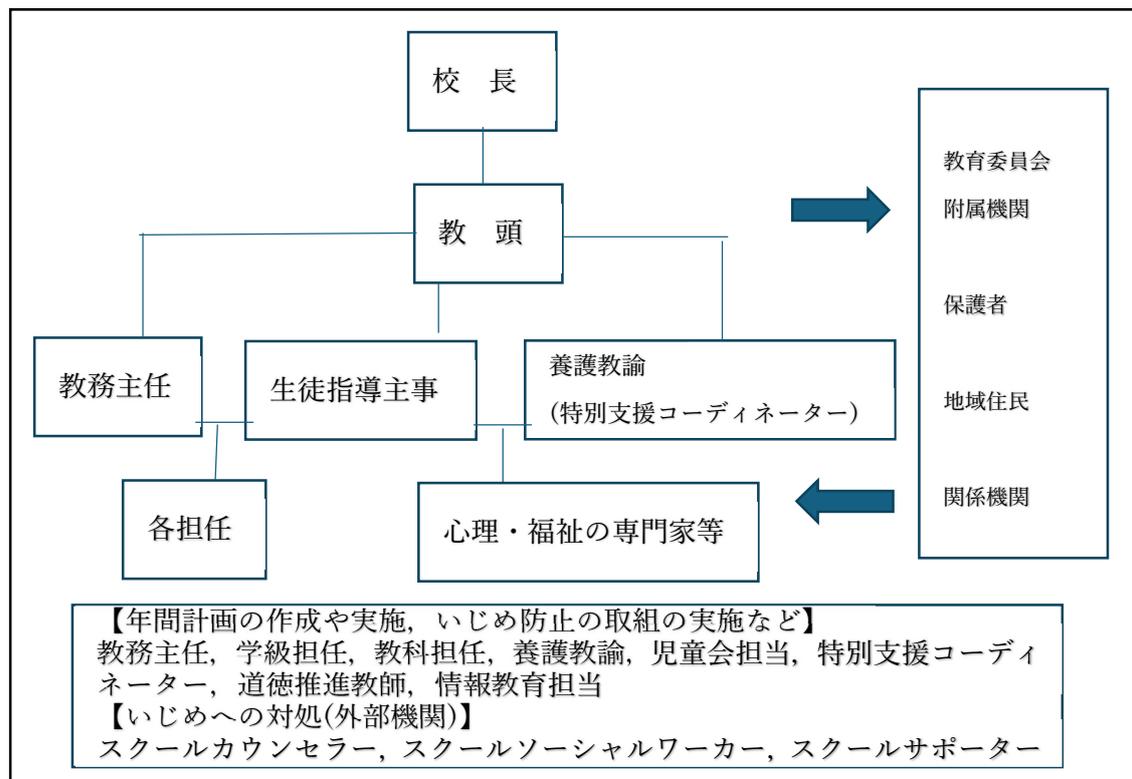
3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「いじめ防止対策組織（いじめ対策チーム）」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施の際に児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(1) いじめ防止対策委員会の構成（参考：文部科学省「生徒指導提要」令和4年12月）



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための，いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関係児童に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

オ) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録と保管

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画，計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめの防止の取組

本校は、児童がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、本校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

本校は、いじめ防止のため、次の取り組みを進めます。

①いじめについての共通理解

ア) いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。

イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ) 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を醸成する取り組みを進める。

ウ) 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取り組みを進める。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア) いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。

イ) 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

④自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

ア) 教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感※1を高めるよう努めます。

イ) 自己肯定感※2が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

ウ) 自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感・・・他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感・・・「自分はよいところがある」，「自分は〇〇ができる」など，自らを

積極的に評価できる感情

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取り組みを進めます。

- ①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックリストの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②児童及び保護者に保健室（養護教諭）やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談、いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口について広く周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。また、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が高ずるいじめ防止等のための措置に協力するように努めることが大切です。

いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。

- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり，夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり，こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり，やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり，やぶれていたりする。

6 いじめへの対処

いじめを発見し，又は相談・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに学校いじめ対策組織に報告し，組織的な対応につなげていきます。また，教職員は，学校の定めた方針に沿って，いじめに係る情報を適切に記録しておき，組織において情報共有を行った後は，事実関係の確認の上，組織的に対応方針を決定し，いじめをうけた児童を徹底して守り通していきます。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止めさせます。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき，日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など，いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察等関係機関と連携し，適切な援助を求めます。

(2) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童から，事実関係の確認を迅速に行い，当該保護者に伝えます。
- ②いじめられた児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保します。
- ③必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，スクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，いじめを止めさせ，その再発を防止します。
- ②いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後，当該保護者に連絡し，以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童に，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせることはできない場合でも，誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

① 学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行う。

②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。

③事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。

④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

(7) 警察との連携

ア 学校と警察は、児童生徒を課外に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。

イ いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対応するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に十大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

ウ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

○ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する。

○ 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分

にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時適切な方法で情報を提供する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童・生徒や保護者 <input type="checkbox"/> 学級担任 <input type="checkbox"/> 児童生徒アンケート調査や教育相談 <input type="checkbox"/> 学校以外の関係機関や地域住民 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周囲の児童・生徒や保護者 <input type="checkbox"/> 養護教諭等学級担任以外の教職員 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー（SC） <input type="checkbox"/> その他 |
|--|--|

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

いじめ防止対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ防止対策委員会）】

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 事実関係の把握 | <input type="checkbox"/> いじめ認知の判断 | <input type="checkbox"/> 指導方針や指導方法の決定 |
| <input type="checkbox"/> 対応チームの編成及び役割分担 | <input type="checkbox"/> 全教職員による共通理解 | <input type="checkbox"/> SCや関係機関との連携の検討 |

【教育委員会への報告】

【いじめ防止対策委員会による対処】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援 <input type="checkbox"/> 周囲の児童・生徒への指導 <input type="checkbox"/> 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等） | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの派遣要請 |
|--|---|

	いじめを受けた児童・生徒	いじめを行った児童・生徒	周囲の児童・生徒
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 当該児童・生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP7参照）

【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 <input type="checkbox"/> 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 <input type="checkbox"/> 道徳の時間の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
--	--	---

9 いじめの防止等に関する機関・保護者等との連絡

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施にあたっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- (2) いじめへの対処にあたっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- (3) 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という。)への対策、保護者との連携

学校は、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対応できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (1) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 教職員に対して、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上とインターネット上のいじめの早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、適切かつ迅速な対応が行えるよう、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 いじめの発見・観察ポイント（保護者用 文例）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子

を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談してください。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやろうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとする。
- いたずら電話がよくかかってくる。

- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達的话题を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。